

水産政策審議会

第51回 漁港漁場整備分科会

令和5年7月5日（水）

農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画課

午後 2 時 0 0 分開会

○高原計画課総括 それでは、定刻になりましたので、ただいまより水産政策審議会第 51 回漁港漁場整備分科会を開催させていただきます。

私、水産庁の計画課の高原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第 8 条第 3 項で準用する同条第 1 項の規定により、本分科会の定足数は過半数とされております。本日は委員定員 7 名中、現時点で 6 名で、定池委員につきましては後ほど参加される予定でございまして、現時点で定足数を満たしているところでございます。

本分科会におきましては、原則としてカメラ撮りは冒頭のみ行われます。会議途中でカメラ撮りを可とする場合につきましては、事務局からお知らせさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、議事及び各委員の御発言内容は、後日ホームページにて公表することとしておりますので御了承ください。

なお、橋本分科会長、工藤委員、堀内委員におかれましては会場にての御出席、その他の委員におかれましてはリモートでの御出席を頂いてございます。

会議のリモート開催に当たっての御留意いただきたい事項についてお知らせいたします。

会議中、委員の皆様のカメラはオンにさせていただいて、マイクはミュートにさせていただき、御自身の御発言の際にはマイクのミュートを解除して御発言をお願いいたします。審議事項に対する委員の御発言は、分科会長からの御指名の順に頂くことを予定しておりますが、これ以外に御発言がある場合には、挙手ボタン又はチャットにより事務局にお知らせいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

途中音声聞こえないなど不具合がありましたら、資料の説明の途中であっても、その旨を御発言いただくか、チャット又はあらかじめお知らせしている事務局の電話に御連絡をよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様には、音声の不具合等で説明や審議が中断する場合がありますこと、御了承をお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、水産庁田中漁港漁場整備部長より挨拶を申し上げます。

○田中漁港漁場整備部長 水産庁の田中でございます。会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、漁港漁場整備分科会の委員各位におかれましては、何かと御多用のところ、本日の会議に御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

前回の会議は2月21日に開催をさせていただいたところでございます。鳥取県の境漁港におけるみなし施設の指定につきまして御審議を頂き、答申を頂いたところでございました。この件につきましては、その後必要な手続を経まして、5月31日にみなし施設の指定も含みました形で特定計画の変更という手続を終えたところでございます。現在、その整備に向けて準備が進められているところでございます。

今回の会議でございますけれども、先の通常国会で成立をいたしました改正漁港法の施行に向けた準備としまして、国が策定する基本方針等について御審議をお願いするところでございます。多少話が前後いたしますけれども、この漁港法の改正につきましては、この漁港漁場整備分科会で昨年度御審議を頂き、策定をいたしました漁港漁場整備長期計画、これが昨年の3月に閣議決定がされたところでございます。その中の3つの重点課題の一つとして、海業振興による漁村の魅力と所得の向上というものを位置付け、そして500件の新たな海業の取組を創出していくということの目標設定などを行ったところでございます。

今回、御審議を頂きますのは、こういった海業の取組を進めるための方策の一つとして、今回の整備法の改正によりまして、漁港を活用する海業の長期的な取組を可能とする制度の創設、こういったものを図ったところでございまして、この具体的な内容等につきまして、基本方針などについて定める事項を御審議いただきたいと存じているところでございます。

この海業という言葉は、昨年3月の水産基本計画と漁港長期計画で政府の文書としての位置付けを図ったところでございます。おかげさまで、海業という言葉自体は徐々に浸透してきているというふうに感じてございます。報道にも取り上げていただくような機会も出てまいりました。またあわせて各地域でも取組を進めていきたいといった前向きな動きも各地に出てきているというふうに感じているところでございます。

今回よりご審議頂く国の基本方針等につきましては、これらの事業の基本となるものでございますので、是非とも委員各位におかれましては、様々なお立場におきまして御意見を頂きたくお願いを申し上げたいと存じます。

甚だ簡単ではございますけれども、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○高原計画課総括 それでは、ここで本日御出席の委員の皆様方を御紹介いたします。

北海道漁業協同組合連合会代表理事会長の阿部委員でございます。

長崎県漁協女性部連合会会長の荒木委員でございます。

東京海洋大学海洋科学部海洋政策文化学科教授の工藤委員でございます。

日本遠洋施網漁業協同組合理事の谷委員でございます。

明治大学専門職大学院法務研究科教授の橋本委員でございます。

株式会社ホリエイ代表取締役の堀内委員でございます。

特別委員のクリエーションWEB PLANNING代表取締役の深川委員でございます。

なお、東北学院大学地域総合学部政策デザイン学科准教授の定池委員は諸事情により15時頃のリモートでの御出席となっております。

続きまして、水産庁の出席者を紹介させていただきます。

初めに、先ほど挨拶いたしました田中漁港漁場整備部長でございます。

○田中漁港漁場整備部長 よろしくお願ひいたします。

○高原計画課総括 中村計画課長です。

○中村計画課長 中村です。よろしくお願いします。

○高原計画課総括 渡邊整備課長でございます。

○渡邊整備課長 渡邊です。よろしくお願いします。

○高原計画課総括 櫻井防災漁村課長でございます。

○櫻井防災漁村課長 櫻井と申します。よろしくお願ひいたします。

○高原計画課総括 中村水産施設災害対策室長でございます。

○中村水産施設災害対策室長 中村です。よろしくお願いします。

○高原計画課総括 整備法改正担当の内田計画官でございます。

○内田計画官 内田です。よろしくお願いします。

○高原計画課総括 そのほか事務局が出席してございます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、資料番号なしの議事次第、資料一覧、続きまして、資料の右肩に資料番号が付いておりますけれども、資料1、漁港漁場整備分科会委員の名簿、資料2-1「水産政策審議会第51回漁港漁場整備分科会諮問事項」、資料2-2「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の概要」、資料2-3「漁港漁場整備法の改正に伴う諮問

事項」、資料3「「漁港施設等活用基本方針」の策定に向けて」、資料4「漁港漁場整備基本方針の変更に向けて」、資料5「模範漁港管理規程例の一部改正に向けて」、資料6、スケジュール（案）、参考資料の1としまして、改正法の新旧対照条文、それから参考資料2につきまして、基本方針、参考資料3につきまして「模範漁港管理規程例」。

以上でございますが、不足しているものがないでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、資料につきましては、説明時に画面に表示させていただきますので、適宜御覧を頂ければと思います。

ここで、一旦、報道関係のカメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。これより進行を橋本分科会長にお願いいたします。

○橋本分科会長 橋本でございます。

それでは、会議次第に従って進めさせていただきます。

本日は議事次第にありますとおり、漁港漁場整備法の改正に伴う3つの諮問事項を予定しております。

それでは、まず、さきの通常国会において成立しました漁港漁場整備法の改正の概要について、計画課長から御説明をお願いいたします。

○中村計画課長 計画課長の中村でございます。

資料2-2と資料2-3について御説明していきたいと思います。

まず資料2-2でございます。

これにつきましては、冒頭部長の方から挨拶がございましたけれども、法律の改正を行ったという概要でございます。

まず背景です。

背景といたしましては、消費の大幅な減少、不漁、こういった問題がある中で、漁港における海業の推進、地域の活性化が必要であるということでございます。この海業につきましては、水産基本計画そして漁港漁場整備長期計画、この審議会でも御議論していた中で海業というのを位置付けまして、その推進を図っているところでございます。

こういった中で以下の対応が必要ということで、2点書いております。

水産物の消費増進のための取組ということで、消費の増進や交流促進、これに寄与する取組を進めるべきであると。この際、漁業利用との調和が必要であると、そういったこと

に勘案しつつその仕組みを構築する必要があるというのが1点。

2点目ですけれども、漁港の機能強化ということです。養殖、輸出、そして衛生管理、販売、このようなものを機能強化するための漁港施設、これの抜本的な見直しを図っているというのが2点です。

法律の概要です。

大きくこのようなものを促進するために5点ほど挙げています。

1つ目、漁港施設等の活用事業制度の創設ということ。

これにつきましては、イメージに書いてありますけれども、活用事業。これは従来のモノ消費からコト消費、これを促進していこうということでございます。

従来、青のラインですけれども、水産物が漁港に揚がって、これを消費地に出荷し、これで消費しようとしているということでございますけれども、これをコト消費ということで、都市部の方から来ていただいて交流の促進、そして直接の消費を図るということで、地域の産業の活性化、そして雇用促進、所得の向上、これにつなげたいということでございます。

この創設につきましては、また後ほど御説明いたしますけれども、まず法目的に、従来の整備、整備法ということだけあって整備・管理中心だったんですけれども、これを活用の促進ということで、目的規定を改定しております。これに伴って法律の名前も変わったということでございます。

そしてこの活用事業につきましては、まず国が定める基本方針、これを定めます。

そして②ですけれども、この活用事業制度。漁港管理者によって活用事業という、この計画が策定されます。そしてその活用事業の計画に沿って、事業者がその漁港管理者の認定を受けまして実施するというところでございます。そして、それについては特典があるということでございます。

そして2点目、右側ですけれども、漁港施設の見直し。

漁港施設、ここ数十年見直しされていなかったんですけれども、今回、久々の見直しということでございます。陸上養殖施設でありますとか、配送用作業施設、これらの施設を追加するというものになっています。

3点目、漁港協力団体制度の創設ということでございます。

漁港管理者と協力してボランティア団体等、こういった団体を指定しまして、そういった維持管理の活動をしやすくするという趣旨でございます。

そして4点目、みなし施設の指定手続の緩和ということで、漁港区域にない施設をみなし施設ということで呼んでおりますけれども、それについての手続の緩和を行うと。

最後、5点目ですが、行政不服審査の特例の見直しということで、ここで審査していたような行政不服審査、これを見直していくということの5点でございます。

あと、水産業協同組合法の一部改正ということで、員外利用制限の対象外ということで、海業を推進するためのこういった規制も対象外とさせていただく、こういった法律の概要でございます。

続きまして、2ページ目をお願いします。

先ほど御説明した5つについてもう少し詳しく御説明いたします。

漁港施設の活用事業の創設ということでございます。

事業イメージですけれども、先ほどの説明に加えますが、漁港全体もありますが、できるだけ漁業利用と海業利用、混在、輻輳しないようにエリア分けと申しますか、ゾーン分け、これが必要だというふうに考えます。ですので、漁業生産ということで、青色の枠にこういった漁業利用を寄せまして、余ったところ、空いているところを有効活用すべきところ、こういったところを消費増進、交流促進につなげていくというエリアを設定することとでございます。こういった漁業と海業、こういった共存させて漁港を有効活用していこうというのが本制度の狙いです。

左側ですけれども、事業スキームです。

まず、基本方針として農林水産大臣が定めます。この基本的な考え方をまず定めるということになります。

それを踏まえまして、活用推進計画というものを漁港管理者、地方公共団体が管理者ですので、漁港管理者たる地方公共団体が計画を作っていくということになります。この内容といたしましては事業の内容、そして区域を設定します。そして大事なのは、漁業利用に支障を来さないといったこと、そしてあとはこの合意のプロセス、こういったものが大事になってきます。

そういった推進計画、これに基づきまして、事業者が自分がこういった実施計画をしたいということで手を挙げられます。それを漁港管理者に申請をして、漁港管理者が、この実施計画であればよいということで認定をします。こういった基本方針、推進計画、実施計画というスキームに全体がなっているというところでございます。

今回、それに対して事業者には特別な措置を出せるということで、赤枠で囲んでおります。

これは、短期の事業ですとなかなか投資がしにくいと、そういった問題がございました。ですので、今回は長期安定的に利用できるというもので、このような特別措置をつけております。

まずは行政財産の貸付け。一般の行政財産ですと通常貸付けはできないわけですが、これを貸し付けるということで最大30年。そして、水域・公共空地、これの長期の占有、これも最大30年。そして、今回、漁港水面施設運営権というものを創設しています。これは年限が最大10年ということで、これはみなし物権ということで特典をつけておるんですけれども、このような①から③、こういった特別措置をつけるということでございます。

続きまして、おめくりいただいて次の3目ページ目をお願いします。

事業の内容ですが、先ほどのに少し付け加えますと、左側は生産エリアと、そして海業推進エリアに分けたもの。その海業推進エリアの中で、消費増進に関する事業、これ例を挙げますと販売を行う事業でありますとか、料理の提供を行う事業、そしてその他調理体験、こういったものもあります。

あとは交流促進に資する事業といたしましては遊漁、これは釣りなどでございます。あとは漁業体験活動、さらには海洋環境に関する体験活動・学習の場にもなるということで、このような事業を想定しております。

続きまして4ページ目をお願いします。

先ほど説明いたしました水面に運営権というものをつけようということでございます。

図にありますとおり、漁港の区域内の一定の水域において水面固有の資源を利用する、そういったものに対して施設を造るとか、そういった場合に対して運営する権利を与えるというものでございます。この水面の固有の資源というものはどういうものかといいますと、右下にありますけれども、例えば魚類でありますとか海藻類、こういった水産動植物、そしてそれらを含めた海洋環境そのものということでございます。ですので、こういったものを利用する釣り等の遊漁体験でありますとか、あとは海洋観察、こういったものをする場合、この運営権というものが付与される可能性があるということでございます。

左側の上のは、その性質でございますけれども、最大10年設定可能ということでございます。そして事業者自ら、妨害排除請求権を行使可能でありますとか、あと抵当権設定可能、こういった権利を付与することによって事業を促進するということを狙っております。

次のページをお願いします。

引き続きまして2点目、漁港施設の見直しであります。

これは基本的に今ある漁港施設に追加したというものであります。

例えば左上ですけれども、漁具管理水域。これは従来の水域から分離してきちっと切り分けたというものでございますけれども、養殖いかだ、荒天時に一時避難する場合があるということでございます。こういったいかだを置く場所、あとは出荷調整のためのいかだものもあります。こういった水面を漁港施設として位置付けるというものでございます。

あとは左の真ん中ですけれども、配送用作業施設、仲卸施設、そして漁獲物を漁業者が共同で最終的に販売できるということで直売所、こういったものも追加しています。

さらには左下ですけれども、発電施設ということでございます。これは発電所を造るわけではなくて、漁港区域内の複数の漁港施設に電力を直接供給する、従来附帯施設でやっていたもの、こういったものをきちっと漁港施設として位置付けようという狙いでございます。

右側の上でいきますと、漁船のための燃料供給施設ということです。これは従来、給油施設ということで扱ってございましたけれども、今後、水素及びアンモニア、こういった将来の燃料供給の可能性があるので、これを燃料供給施設としてつけています。

さらには右の真ん中でございますけれども、昨今、陸上養殖施設、これが急激に伸びている状況です。これは病気が出にくいでありますとか、あとは環境をコントロールしやすい、こういったことで計画的にしやすいということで陸上養殖も漁港に立地しやすいということで漁港施設として位置付けるということです。

最後、その他ですけれども、避難施設、避難経路、防災情報提供施設ということで、漁港ですと、やはり津波、高潮、こういった危険にさらされております。漁業者の方々、来訪者の方々、今からも大変増えるということを見込んでおりますので、こういった施設もきちっと位置付けするということでございます。

おめくりいただきまして、6ページお願いします。

3点目、漁港協力団体制度の創設でございます。

従来、漁港管理者が細部から維持管理まで一元的にやってきたということなんですけれども、それを負担軽減することもありますし、あと最近、住民とかボランティア団体、こういった方々が清掃活動であるとか点検、こういったことをしてくださるという風潮もあります。ですので、ボランティア団体の方々、住民の方々、こういった団体を指定するこ

とによって漁港の維持管理、点検などをしやすくする、さらには情報共有、ルールづくり、アピールもしやすくなるということで、ウィン・ウィンの環境を築きたいということで、これを創設しております。

具体の業務の内容ですけれども、表に書いておりますが、施設の維持・保全の関するもの、情報提供、資料の提供に資するもの、あと調査研究でありますとか、知識普及・啓発、こういったものを地域全体が一体となって取り組みやすいようにするという団体制度の創設でございます。

これには占用の許可に係る特例というのがございまして、水域や公共空地を占用する際に、漁港管理者と協議が調った場合、例えばそこに施設を占用するといったことがあるならば、そういった占用許可があったものとみなすというような手続の簡略化をしております。

続きまして、7ページ目をお願いします。

4番目、みなし漁港施設の指定手続の緩和でございます。

みなし施設というのは、漁港の区域というのが設定されているんですけれども、この区域内にない漁港施設。従来、例えば山の上の電波塔でありますとか、こういったものがございました。そしてさきに審議していただいた境漁港、これのみなし施設、こういったものを指定するということで、審議会にかけますと、あとは大臣の認可を受ける必要があると、こういったことがございました。

これ表で書いておりますけれども、1種漁港、市町村、2種漁港、都道府県知事、3、4種漁港、農林水産大臣、こういった管理者の区分けをとするならば、改正前は先ほど申し上げたとおり、大臣の認可でありますとか、水政審の議を経る必要がありました。一方、昨今の手続の簡素化でありますとか、あとは国と地方の役割分担、それと今までのみなし施設の審議の内容、こういったことを見ますと、少しこれを見直した方がいいんじゃないかということでございます。

改正後でございますけれども、市町村長若しくは都道府県知事が管理者になっているもの。これにつきましては、大臣の認可や水政審の議を要しないということで、地方の漁港の管理者、これが自らできるということで改正したいというふうに考えています。

一方、農林水産大臣が指定に関わる3、4種漁港、これに関しては、あらかじめ水政審の議を経て基準に適合するものは、水政審の議を経ることを要しないということで、この基準を今後定めることによって、柔軟な、円滑な手続ができるということにしたいという

ふうに思っております。

この指定に適合するものについては、今回の諮問には入ってございませんので、また改めて別途提示したいというふうに思っております。

最後 8 ページ目をお願いします。

最後の 5 番目です。行政不服審査法の特則の見直しでございます。

これ、従来漁港管理者の行政処分について、農林水産大臣に審査請求ができるという措置がございました。これも一昨年、沖縄県のプレジャーボート関係で、ここで審議していただいたところであります。一方、この行政不服審査に関しては行政不服審査法という審理手続、これ別に法律がございまして、そっちで措置するということを委ねるということを考えて、今回それを廃止するものであります。

ですので、今後、漁港の中の農林水産大臣の審査請求、そして水政審の意見というものでなく、行政不服審査法、こっちの法律によるということで整理させていただいたところでございます。

以上、長くなりましたけれども、資料 2－2 の説明でございました。

引き続きまして、2－3 お開きいただけますでしょうか。

今、説明した漁港漁場整備法の改正、これに伴う 3 点の諮問事項、これを提示させていただいて、今回、審議をし始めていただくということでございます。

先ほど説明しましたとおり、今回の通常国会で成立しましたと。その改正に伴って、以下の 3 点を諮問したいというふうに考えております。

1 点目でございます。先ほど一番大きく説明いたしました活用制度、この中で活用基本方針というものがございます。この活用事業の推進に当たって、事業のあるべき方向を明確に示すということで、これを大臣が基本方針をまず策定していくと。この基本方針の策定、これがまず大臣 1 つ目の諮問でございます。

そして 2 つ目です。漁港漁場整備基本方針の変更。漁港漁場整備基本方針というのは、従来、漁港漁場の本体といいますか、そのものの事業を実施しているんですが、それに対する基本方針、これ従来から作っておりますが、その変更ということでございます。主には漁港施設の追加等を適切に反映させる必要ということでございます。

3 つ目、模範漁港管理規程例の一部改正。これも後ほど御説明いたしますけれども、諮問したいと思っております。

以上 3 点、後ろの 2 ページ目におきましては、参考としてその参照条文を掲載しており

ます。それぞれの条文にこのような規定があるというような内容になっております。

以上の３点が今回の諮問させていただく事項となります。

説明は以上です。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

本分科会としては、本日の今の説明にもありましたとおり、①漁港施設等活用基本方針の策定について、②漁港漁場整備基本方針の変更について、③模範漁港管理規程例の一部改正についての３件について諮問をお受けしたいと思います。

なお、本分科会において審議いたします事項につきましては、水産政策審議会令第５条第６項の規定によりまして、本分科会の議決をもって水産政策審議会が議決することになります。よろしくお願いいたします。

それでは、田中部長から諮問をお願いいたします。

○田中漁港漁場整備部長　それでは、諮問文を画面に映しますので、これを御覧いただきたいと存じます。まず朗読をさせていただきます。

５水港第989号。令和５年７月５日。水産政策審議会会長田中栄次殿。農林水産大臣野村哲郎。

漁港漁場整備法の一部改正に伴う諮問事項について。標記について、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和５年法律第34号）附則第２条第１項の規定に基づき、同法による改正後の漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和45年法律第137号）第40条第１項の規定の例により、漁港施設等活用基本方針を策定するため、同条第３項において準用する同条第６項の２第３項の規定の例により、貴審議会に対し諮問する。

また、漁港漁場整備法第６条の２第６項において準用する同条第３項及び第30条第４項の規定に基づき、貴審議会に対し諮問する。

記。漁港施設等活用基本方針の策定について、諮問第425号、漁港漁場整備基本方針の変更について、諮問第426号、模範漁港管理規程例の一部改正について、諮問第427号でございます。

それでは、諮問させていただきます。

○橋本分科会長　それでは、ただいま諮問のありました件につきまして、計画課長からそれぞれの内容に関わる説明をお願いいたします。

○中村計画課長　引き続き、資料の３、資料の４、資料の５、この３点について御説明し

ます。

まずは資料の3をお願いします。

まず諮問の3つあるうちの1点目でございます。「漁港施設等活用基本方針」の策定に向けてということでございます。

この活用基本方針、これは大臣が定めるということで規定されております。表にありますとおり、基本方針、改正法第40条ということでございます。

この構成といたしましては、活用事業とはということで書かれておりまして、漁港の漁業上確保に配慮しつつ、水産業の発展及び水産の安定に寄与する事業ということでございます。

構成といたしましては、1から5まで規定をしておりまして、1つ目、基本的な方向性、2番目は適正かつ確実な実施に関するもの、そして3つ目が漁港水面施設の運用権に関する基本的な事項、そして4つ目が実施に配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項、そして5つ目がその他の推進に関する重要事項ということで、これらを規定していくということになります。

先ほどの繰り返しになりますけれども、この方針に基づいて漁港管理者が活用推進計画を策定していきます。この活用推進計画を作る際に、基本方針に即して計画を定めるということになります。

そしてそれを踏まえまして、事業者がその実施計画を漁港管理者に申請、そして認定されると、こういったことになります。そういった流れの中で、大臣が基本方針を定める、こういったところでございます。

次のページをお願いします。

今回の法律改正におきまして、国会で議論していただいた際に活用事業に関するどんな議論があったかというのを少し御紹介したいというふうに思います。

まずは事業の意義のところですが、この海業の振興に当たってですが、浜の利益をしっかりと確保することが重要ということであります。地域の利益の最大化、こういったことを図るために工夫をしていただきたいというお話。漁業者の所得向上につながる取組であるべき、地元の利益につながるようにすべきという話。

そして漁業上の利用の関係におきましては、何よりも漁業上の利用が最優先されるべきであるというお話。あとは漁業者の漁港利用が阻害されることのないようにすべきであるというお話です。

そして計画策定の合意プロセスにおきまして、推進計画を策定する際に、やはり地域全体の合意が必要だと、これが大事だということでございます。そして事業者が実施計画を策定する際にも、漁業者等の合意のプロセス、これが重要だということ。そして事業者の選定に当たっては、やはりこれもプロセスの透明性、こういったものを確保すべきであるというお声がありました。

そして施設の原状回復についてということでございます。

計画が途中で頓挫してしまう場合、こういったものも想定されるんじゃないのという御懸念の中でのお話です。撤去の必要が生じた場合には、撤去や時期の継続が円滑に行われるように配慮するようにすべきというお話でありますとか、原状復帰する際に漁業者若しくは漁港関係者、こういう者に負担が生じないようにすべきだという声があります。

あとは連携ということでございますが、商業、観光業、環境保護、こういったものと連携すべきというお話がありました。

こういった国会での議論、そして様々な声を踏まえまして、次のページをお願いします。検討の視点を掲げております。

本方針の狙いでございます。

こういった中で、この活用事業についてこの基本方針を定める際には、やはりあるべき姿を明確にすること、望ましい方向性に誘導すべき、これが非常に重要であるということでございます。

その際に、漁業上の利用の確保をするために、先ほどの話もありましたけれども、やはり漁業の利用に支障があるとまずいということでございます。ルールを明確にして、ある一定基準以上の、水準以上のものは確保すべきだということでもあります。

そして基本方針において規制すべき主な事項。

先ほどは構成のところに1点から5点ありましたけれども、そこにこういった以下のものを散りばめて分かりやすくしていくということを考えております。

事業の狙いでありますとか、内容の範囲、管理者と民間事業者の役割分担、そして保全、適正利用の基本的なルール、調整の在り方、原状回復の措置の在り方、漁業上の利用の確保のために講ずる措置と、こういったものを規定していただきたいということで、今後、審議にお諮りしたいというふうに考えております。

以上が資料3の説明です。

資料4をお願いします。

2点目でございます。漁港漁場整備基本方針の変更に向けてということでございます。
これ漁港漁場整備法における規定でございます。

第6条の2、農林水産大臣は基本方針を定めなければならないということで規定されております。これは先ほどの活用基本方針、これは漁業の推進に資するものということで基本方針でございますけれども、この漁港漁場整備基本方針、これは漁港本体ということで、漁港施設そのもの、漁場の整備そのもの、こういった整備の基本方針が既に定められております。これを変更するものであります。

この6条の2に規定されているもの、1から5までありますけれども、基本的な方向、効率的な実施に関するもの、技術的な指針に関するもの、環境の調和に関するもの、そして事業の推進に関する重要な事項ということでございます。

そして、その下ですけれども、この際に水政審の意見を聴かなければいけないということでありまして、今回お諮りすることになっております。

続きまして次のページをお願いします。

その基本方針の概要。先ほど御説明したⅠからⅤまでありますけれども、このようなことから基本方針に書かれておりますが、これに関して右側、主な検討のポイントということで、今回の改正に伴ってどんなことを変更、追加しなければいけないかということでございます。

法律の名称変更に伴う修正が1点目。

そして2点目、新たに創設された漁港施設等活用事業。これは先ほど説明させていただいた事業でございますけれども、その内容の関係性、例えば相互に齟齬があってはいけないということ。具体として機能するべく、その整合性、こういったものを記述するべきということだと考えています。

あとは、新たに創設された漁港協力団体。これ先ほどボランティア団体、地域の団体ということを御説明しましたけれども、そういったところの関連性のお話。

そして最後に漁港施設の追加。先ほど漁具の管理水域でありますとか、あと直販所、あと避難施設、こういったものを追加したと御説明しましたけれども、こういったものの書きぶり、これを追加する必要があるということでございます。

以上が資料4の御説明でございました。

資料5をお願いします。

資料5、最後の3点目でございますけれども、模範漁港管理規程例の一部改正に向けて

ということでございます。

この模範管理規程例の位置付けでございますけれども、まず漁港管理者、これは地方公共団体であるんですけれども、これは漁港管理規程例を定めて維持管理を行う必要があるということになっております。この模範管理規程を定める際に、農林水産大臣が規範となる運用方針を管理者に示すために、この水政審の議を経て模範漁港管理規程例を定めるということになります。ですので、この模範管理規程例は、漁港管理者が個々に定める漁港管理規程、これの模範となるというものに位置付けられております。

それを条文ごとに書いたものが１、２、３になります。

まず管理者の責務が26条、そして規定の制定が34条に規定されております。そして3番目に模範漁港管理規程例の制定、34条の中で農林水産大臣は水政審の議を経て模範漁港管理規程例を定めることができるというふうに定められております。

次のページをお願いします。

これが模範管理規程例の一部を改正する方向性でございます。

漁港管理に関するこの表ですけれども、漁港管理に関する主な手続を左側、そして真ん中に法律の中身若しくは今回追加して新設されたものに関する条項、そして右側が漁港管理規程例となっております。

それぞれ例えば維持管理、運営計画の策定について法律で定められたものが、漁港管理規程例にその模範として示されているという対比でございます。

これで一番下ですけれども、占用料の徴収というのがございます。これが第15条ということで占用料の規定が定められております。これに関して、漁港施設等活用事業に関する占用料。具体的には例えば、水域の運営権と申しましたけれども、その運営権の関係でその占用料を定める必要があるということで、ここにそういった占用料を追加する必要があるというふうに考えております。

以上が資料５の説明です。

私の説明は以上です。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは、最初に説明いただいた資料の２からただいま説明のあった資料５まで、内容について御確認を頂き、各委員から順番に御意見や御質問を頂きたいと思います。

それでは、阿部委員、荒木委員の順にお願いをします。

阿部委員いかがでしょうか。

○阿部委員 北海道の阿部でございます。

ただいま説明のあった海業については、日本の水産業、これをいかして地域全体の付加価値を高める重要な取組と認識をしているところでございます。一方で、海業の推進にあっては、全国の浜の地域性や実態を踏まえ、漁業者が中心となって取組を進めていくことが重要であり、事業者の所得向上や漁村の振興につながるものが不可欠と考えているところでございます。

そのためには、漁港施設の活用に関する基本方針の策定に当たって、海業の主体はあくまでも漁業者であること、そして事業の取組を進めるに当たっては、漁業関係者の十分な調整と合意を前提とすることをしっかりと盛り込んでいただくことが必要と考えているところです。

また、この海業に関しては、海業の過疎化が進む地域などにおいては、都市部の近郊などと比較して十分な効果が期待できないような気がしてございます。現時点では活用は困難だとされています。特に北海道辺りは多いんですが、港湾区域の取扱いについても大きな問題であろうと考えているところでございます。

こうした問題点について十分に御検討を頂いて、海業が各地域における漁業や地域漁村の発展につながる事業となるよう取り進めをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

荒木委員お願いします。

ちょっと音声聞こえませんが、荒木委員、お待ちください。

○中村計画課長 今、連絡を取っているところなので、先に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

○橋本分科会長 それでは、作業を続けていただいて、阿部委員の方からコメント、御意見を頂きましたので、それについて、お答えいただければと思います。

○中村計画課長 阿部委員、ありがとうございます。

阿部委員の方から、やはり所得の向上が重要であるというお話でありますとか、あと海業の主体はやっぱり漁業者ではないかというお話でありますとか、海業推進に当たっては漁業関係者と十分な調整が重要だというお話、こういったお話を頂きました。さらには、港湾区域の取扱いについてということまで言及いただきました。

最初の海業の主体のお話でありますとか関係者のお話、これについてはそもそも海業の推進を図るに当たっては、やはり漁業者所得の向上でありますとか地域の雇用の創出、こういったことを中心に漁業に支障を及ぼさないようにということで、まず大前提に考えておりますので、こういったことも方針の中に記述していただければというふうに思っております。

あとは、後段の港湾区域。これについては少し漁港法と港湾法、ちょっと違うところはあるんですけれども、そういった海業を推進するに当たっては、やはり漁港に関係なく、港湾の方にもそういった展開、情報提供必要ではないかというお声も頂いているところでございます。そういったお声を踏まえながら、港湾サイドにも情報提供したいと考えています。

○荒木委員 長崎の荒木ですけど、音声入っていますか。

○橋本分科会長 はい、聞こえております。大丈夫です。

○荒木委員 申し訳ございません。ちょっと音声途切れてしまいまして。

○橋本分科会長 それでは荒木委員にお願いいたします。

○荒木委員 申し訳ありません、時間取りまして大変失礼いたしました。

私も阿部委員と同じ意見でございます。海業、大変漁業振興、漁村の振興には意義のある素晴らしい政策だと思いますけれども、今、全国津々浦々の漁業関係者の高齢化が大変進んでおります。現状の把握をされ、受入れ側の体制も、よく行政なり県の漁業関係者と意見交換されて進めていかれることを希望いたします。

以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございました。

それでは、計画課長、先ほどの続きからお願いいたします。

○中村計画課長 計画課長でございます。

すみません、さっきの阿部委員のコメントに対する話が途中になってしまいました。

港湾区域に関しても、海業を推進するに当たっては漁港だけではなくて、そういったところも視野に入れる方がいいんじゃないかというお声だと思います。そういったところを含めて、港湾サイドにも適宜情報提供しながら全国の海業が進められるように推進していきたいというふうに考えています。

荒木委員のお話、高齢化が進んでいる中で受入れ側の体制をしっかりと考えていくべきというお話を頂きました。これについてはもっともなお話だと思っております。漁港管理者

が今回、活用計画を策定するんですけれども、この際に関係者の意見を十分聞くでありますとか、あと漁業者の利用に支障を来さないようにと、そういったことをきちっと盛り込んだ上で実施していきたいというふうに考えております。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは次に、工藤委員、谷委員の順にお願いをいたします。

工藤委員からお願いいたします。

○工藤委員　私の方からは、この漁港施設等活用基本方針の策定と、漁港管理者が活用推進計画を策定する際に留意すべきだと思われる点を３点述べさせていただきたいと思います。

１点目は、既に阿部委員、荒木委員が御指摘してくださったとおりで、漁港の本来的な機能が損なわないような配慮をすることが大前提になるだろうということです。

２点目は、集積効果をいかに発揮させるかという視点が重要になるということです。というのは、これまでも漁村では水産物の消費増進や交流促進の取組は行ってきたわけですが、今回はそれを漁港という一つの空間の中で発展させていきたいと思いますということになったわけです。そういう中で地域資源の魅力を最大限発揮させていくためには、ただ漁港にぽつんぽつんと何か施設を置くというわけではなくて、それぞれ機能的に配置していかないと、集積効果というのは出てこないだろうと思われます。そういう意味ではグランドデザインといいますか、新しい漁港づくりをどういうふうにマネジメントしていくかというところが非常に重要になってくるのかなと思います。そういう意味で多分、漁港管理者が作る活用推進計画というものが非常に重要になってくるだろうと思われます。

ですから、２点目は、漁港の中に海業を集積させてその相乗効果をいかに発揮させて漁村の活性化を実現していくかという視点が重要だと思われます。

３点目は、利用者の安全対策です。これが絶対条件だと思っています。これまで関係者しか利用していなかった漁港に都市や地元から人が訪れるとなったときに、そこで交通事故や転落事故が起こると大変ですので、安全対策はかなりしっかりと基本方針そして活用推進計画の中でも明記される必要があると思います。

私の方からは以上３点になります。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

続いて谷委員お願いいたします。

○谷委員　谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方から、特にこれというようなものはないんですけれども、今までの私の地元の状況なんかを見ている、やっぱり漁港とか漁場とかいったものの監督というのは、地域の単体漁協に委託をされている中で、漁協がやっぱり漁業者の権利とかをまず優先しますので、他業種の参入うんぬんというところをしようといったところには、かなり警戒心を持ってやっていたというイメージがあります。

そこを海業ということですと回っていけば、結局は漁業者自身の所得向上になるというような方向に、今、かじを切ったものだとは私は理解をしておるんです。そのところで、とにかく新しい漁港の活用の仕方をするときには、まずその単体漁協の皆様を中心にもらって、海業の展開の仕方、イメージその他、漁業者も含めて全て漁協に関係する皆様方、しっかり理解を得た上で進めていくということを常に漁港管理者の方々にもやっていただく。それで、海業というのが、やっぱりこれからの漁業者にとって物すごく大切な考え方なんだということを、漁業者自身に理解を広めていくというような進め方をしているだけであれば、きっといいものになるんじゃないかなと思った次第です。

以上でございます。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは、工藤委員、それから谷委員からの御意見について、事務局の方からお願いいたします。

○中村計画課長　工藤委員から3点ありました。従来の機能が損なわれることのないようにということが1点目。そして2点目、集積効果のお話でございました。3点目が安全性のお話。

2点目の集積効果につきましては、機能の配置、コンセプトが大事じゃないかという御示唆を頂きました。ありがとうございます。是非そういったことも基本方針の中に盛り込んでいきたいと思います。

現状、漁港の圏域計画というのを立てておきまして、水産そのものについては、漁港同士の役割分担、そして漁港内においても、先ほどゾーン分けをお話ししましたが、そういった機能分担のお話を少し述べさせていただいています。そういったものが少しくリアになるように整理していきたいというふうに思います。

3点目の安全対策。これは漁港は例えば地震、津波に弱いでありますとか、高潮にも弱いという災害のお話もあります。一方で、来訪者は海業の推進において増加することが見込まれます。ですので、今回、例えば漁港施設に避難路とか避難施設、情報伝達施設とか、

そういったのも位置付けまして、きちっと体系立てて安全対策について取り組みたいというふうに思っています。

それから谷委員のおっしゃっていただきました、やはり漁業者自身が理解した上で参画していただいて、そういった体制を組む、理解の促進を図るということが重要だということをおっしゃっていただきました。正にその点、重要だと思っていまして、そういうところを、理解の増進、我々の情報提供も含めて少し整理させていただいて、最終的にそれは地元の津々浦々に行き届くようなことも考えたいというふうに思っています。

ありがとうございました。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

では、次に堀内委員、深川委員の順でお願いいたします。

まず、堀内委員お願いします。

○堀内委員　堀内です。

私の方からは2点お伺いしたいと思います。

まず、2ページ目の長期安定的な事業環境の赤枠の中にある2番、漁港区域内の水域・公共空地の長期占用と、直接的に絡むものではないですが、5ページ目の発電施設、漁港区域内にある複数の漁港施設に対して、必要な電力を発電・供給するための施設とあります。

私が今回発言したいのは、今、青森で漁港区域内で洋上風力のチームが進んでおります。この件に関しては、マスコミ等でも皆さん御承知かと思うんですが、一般海域でなかなか進まないと。であれば、漁港区域内であれば単協の許可で問題ないと。そして、知事の許可で事業を認可すると。これは取り方によっては、一般海域で進まないから、それで近隣の漁業者との調整もうまくいっていない。であれば、漁港区域内であれば、これは何の問題ないという。

これは漁港区域内での洋上風力の活用は、これは多分水産庁も想定外だと思います。今まで洋上風力は一般海域で、港湾区域に関しては進んできましたが、今、この漁港区域内でこれが認可するのであれば、これ日本中の漁港区域内でもう洋上風力がすごい勢いで進んでいくと。その漁協の主な漁ですよ。根魚を目標としている漁協もあれば、回遊魚をやられている漁協もあります。それが何らかうまくいかなくて、じゃ、漁港区域内で洋上風力を行うと。

我々、青森県の漁業者は洋上風力に対しては反対しているわけではありません。きちん

としたプロセスを持って、透明性を持って事業を進めていただけるのであれば、我々は何ら意見はないんですが、現状、どうしてもここに水産庁が入ってきていません。私も余り詳しくはないんですけど、多分、経産省が主導していて、現状、F I Tの認定もなっております。F I Tの認定を経産省がしていて、それで水面での公共の土地の占有許可、これは多分県だと思うんですが、私もその辺は余り詳しくないんですが。我々漁業者が洋上風力に対して争うとか、そういうのが是非ないように、水産庁には利害関係者、ステークホルダーになっていただいてこの調整をしていただきたい。漁港区域内での洋上風力がスタートして、多分、最初の例になると思うので、是非水産庁にはステークホルダーになっていただいて、利害関係きちんと進めて透明性を持ったプロセスに関与していただきたいと思います。

そしてもう一点、先ほど皆さんの方からあります海業に関してです。

私ども過疎の漁協では、海業に対しては、やりたいという声はなかなか出てきてはおりません。ですが、昨年度、工藤委員の方から発言がありましたブルーカーボンについては、皆さん、漁業者の皆さん、あと自治体、非常に興味を持っております。ですが、これもブルーカーボン、多分こっちは環境省の管轄になるかと思うんですが、森林であれば環境省で何ら問題がないですが、ブルーカーボンは海の中の藻場造成に関わってきますので。ですから、こちら水産庁にはステークホルダーになっていただきたい。

私ども、今月末、地元で勉強会を立ち上げます。海業だけではちょっと難しい、ハードルが高い。だけど、ブルーカーボンの藻場造成であれば漁業者が率先してできると。そういう点から、私としては海業にブルーカーボン、一緒にやっていただければ、これは海業も進んでいくのではないかと思います。

私からは以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

では、深川委員お願いいたします。

○深川委員 私からは1つです。

今、話に上がっているのは、もう今も使われている漁協だったりとか、漁港だったりとかすると思うんですけども、やはり私が住んでいる地域には、もう既に漁師たちがいなくなってしまうと、ほとんど名前だけの漁港といいますか、そういったところも増えております。なので、そういったところで海業が推進される場合に、漁業者の声というのがなかなか届かないですとか、やはり漁村にもともと住んでいらっしゃる方々の暮らしを守る

ためにも、もしそこに漁業者の声が届かない場合は、なかなか調整が難しくなるんじゃないかという不安があります。

なので、そういった海業をするに当たって、あらゆるステークホルダーの方々と関わっていく中で、それを調整をする役目といたしますか、恐らく人に依存してしまうのかもしれないんですけども、そういった人材だったり機関というのがあると、公平性が保たれるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

ただいまの堀内委員、深川委員からの御質問、御意見について事務局の方から御回答をお願いいたします。

○中村計画課長　まず、堀内委員の、青森の事例を挙げられて漁港区域内の洋上風力、こういったところできちっとプロセスが要るんじゃないかというような話がありました。

まず、2 ページ目の長期占用。これにつきましては、海業を推進していくに当たっての活用事業、これを実施していく際の特別な措置でございますので、ここで先ほどおっしゃった一般的な電力供給源としての洋上風力というのを持って、この長期占用に当たるというのはございません。

もう一つ、5 ページ目、この発電施設を改めて漁港施設に追加したということでございますが、これはあくまでも漁港区域内にある複数の漁港施設に対してということですので、全然別の地域に供給でありますとか、売電をどんどんしていくとか、そういったことではございませんので、この漁港法上の中での漁港施設、若しくは先ほどの活用事業の中での長期占用、これは洋上風力をそういった形で生み出すものではございません。というのでまず第1 点目です。

一方で、漁港区域内であれば、首長さんといいますか、知事の判断でできるんじゃないかという御懸念なんですけれども、ここにつきましては漁港管理者としての位置付け、そしてやはり反対があるのを無理やり実施するというのは望ましい状況ではないということでございます。そういった御意見があるということは承知しておきたいというふうに思います。

あとは、ブルーカーボンのお話。ブルーカーボンは、御存じのとおり、社会的にかなり注目されておりまして、国会でもいろいろ取り上げられている状況でございます。こういった中で、我々といたしましては、例えば水産基本計画でありますとか、さきに議論して

いただいた漁港漁場整備長期計画、この中でブルーカーボンのことも掲げさせてもらって、我々から関係あるのはやはり藻場の保全、これを通じてできるだけブルーカーボンが環境保全につながるようにというような取組をしております。

あとは、先ほど環境省ということをおっしゃっていましたが、その環境省もしかりなんです、我々も一緒になって省庁の中で、例えば国土交通省と環境省と我々が連絡会議というのを持って情報交換をしております。ただし、科学的な知見というのが必ずしも森林に比べて十分ではないということでございます。ですので、研究を進めつつ、省庁間の情報連絡をしつつ、地元の方々にそれを受け入れやすいようにブルーカーボンが積極的に藻場の保全に活用できるように、少しずつでも我々運動していますので、その辺のところもまた折を見て、皆さんに情報提供できればというふうに思っております。

あと、深川委員のお話で、名前だけの漁港があるとか、漁業者の声が届かない、調整が難しいのではないかというお話でございました。法律の規定上は、ちゃんと関係者の皆さんの意見を聞いてとかいうのもあるんですけども、そういった規定とは別に、やはり海業を推進するに当たって、地元の関係者が例えば協議会を作って漁業者と地元の方と、あと民間の方々とか、そういった協議会を作って全体が参画する、こういったところも大事であろうというふうに思います。

ですので、そういったものを含めて、例えば今、モデル地区で選定してどんどん進めて、それを横展開しようとしているんですけども、そういった中で情報共有したり、そういったものがちっちゃい漁港においても意識付けできるよう、理解していただけるように我々も取り組みたいというふうに思っています。

以上です。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは、定池委員が来られたということですので、次は定池委員から資料2から資料5までの内容について御意見、御質問、もし頂ければと思うんですが、定池委員いかがでしょうか。お願いいたします。

ちょっと音声聞こえておりませんので。

○高原計画課総括　すみません。音声トラブルのため、後ほどチャットにてお伝えいただけるということですので、よろしくをお願いいたします。

○橋本分科会長　では、定池委員からの御意見は後に回させていただきまして、一応、最後に私の方からということなんですけれども。

今日の質疑の中で、港湾区域についても少し目配りすべきじゃないか、あるいは洋上風力発電について漁港区域内でされるんじゃないかというようなお話があって、それぞれなかなか非常に難しい問題ではあるだろうと思うんですけども、私、一応法律を勉強している立場ですので、制度を横断的に見ておりますから、そもそも港湾区域ないし河川区域、それと漁港区域の関係というのは、これは当然、様々な問題があるということは昔から言われていることなのですけれども、漁港整備事業あるいは地域の漁業者の方の所得を向上していく、そういった見地からやはり目配りはするということは必要であろうと思いますので、ここは是非そういうものについても、特に地方公共団体が漁港管理の主体になって、予算執行などのことをやっていくということであれば、地方公共団体レベルになれば、それはもう総合的な行政をやっているわけですから、そういうところに水産庁としてもステークホルダーとして見解を述べるなり、様々な情報を提供したりサポートしたりするなどして、地元の方にとってメリットになるような方向を探っていただきたいと思います。これは感想です。

それから洋上風力なんですけれども、東京高裁の判例があって、結局、漁港区域あるいは漁港漁場整備区域であっても、漁港漁場整備法の法目的とは異なるものであれば行政財産として管理者が占有許可ができるという、これは最高裁ではないですが、高裁レベルで判例があるわけです。したがって、管理者は行政財産の目的外使用許可ということであれば許可できると、恐らくそういう法解釈になると思うんですね。

したがって、恐らく法制上漁港区域内であっても洋上風力施設を造ることはできるということにはなるわけですね。ただ、もちろんそれは漁港としての目的効果を阻害しないということには当然なるんですが、そこは正に漁港管理者の裁量だと、これもまた判例がそうっております。したがって、裁量判断によって判断されるというふうに、恐らく説明としてはそうなるんだろうと思うわけです。

ただ、洋上風力の施設自体は、これよく私も授業の中で言うんですけども、非常に巨大なものなんです。東京都庁みたいなものを造るという話になるし、それからもちろんそれは大きなビジネスであり、国民全体にとっても大事なことだと、そういうふうになっています。

したがって、だからこれまで想定していなかったようなインパクトのあるものを、漁港管理者なり知事さんなりが占有許可を打ち出すということになったときに、漁港の目的を阻害しないという、そういう判断をしていただく際に、やはりそれは水産庁なら水産庁と

して、考量事項といいますかね、こういうことは考えて判断してくださいみたいなことは何か示さないと、どんどん事例が先行していつてしまつて、後からそれを、これは堀内委員おっしゃいましたけれども、何か漁業者が争うみたいになるのが非常によろしくないというふうに私も思いますので、今の法制の枠組みの中で、管理権を持っている自治体の裁量判断ということには当然なるわけですが、そうする際の、こういうことはちゃんと考えてくださいねとか、こういうことを参酌してくださいねというような情報提供は絶対に必要で、これから造る当審議会に諮問されたことから、できたものは是非考慮して判断していただくというような形にさせていただければなというふうに考えているということになりますけれども。これも何かもしお答えがあればどなたでも結構です。

以上です。いかがでしょうか。

○内田計画官 制度を検討している内田です。

今回諮問でお諮りしているものは基本方針であるとか、そういったものですが、新しい漁港の管理の在り方に向けて、運用全般をこれから整備していくことになります。そのときに従来の洋上風力に使う漁港区域の水域ですね、法律の39条で運用していますが。現在の利用を著しく阻害しない限りは同項の許可をしなければならないとあります。正に橋本先生がおっしゃられたとおりでございますが、この許可の運用というのは、また別に通知などで定められていますので、改めて今後運用を整備していく中でどういうふうに適用していくのかということも、また整理してまいりたいと思います。

それと港湾であるとか、あと漁港を含めて運用をどういうふうに推進していくのかという点につきましても、今回お諮りしているものが基本方針。基本方針は、特に即して計画を推進していくということなので、基本的には最低限のルールというのを示していくようなものに、恐らくなっていくと思います。今後は、いろいろなマニュアルも含めて整備していこうと思っておりますので、頂いた御意見など踏まえて、総合的に検討していきたいと思っております。

以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございました。

ですから、これまでの事例というのは、漁港区域の中に、例えば個人の別荘のようなものがあるとか、あるいは昔からあるホテルみたいなものが一部あるとかっていう、こういう話でした。ただ、やはり洋上風力の施設を新たに設置すると、これはまた新たな状況ということになると思われるわけですね。

ですから、今日、堀内委員からの御意見もあったということで、是非そういうことになったら、そういうことについてどういう立場が取れるかということについて、今後引き続き御検討いただければ有り難いということですから、是非よろしくお願いいたします。

○高原計画課総括 定池委員と電話がつながっています。御意見を頂こうと思いますので、よろしくお願いします。

○橋本分科会長 定池委員、よろしくお願いいたします。

○定池委員 様々な御対応いただいてありがとうございます。講義のため途中からの参加になって大変恐縮です。

私からは、既に御議論が終わっているのかもしれませんが、資料の2-2の5ページですね、一番右下の漁港環境整備施設のところに絞って意見を述べさせていただきたいと思っています。

以前からもこういった観点で幾つか意見を言わせていただいているんですけども、まず3つある項目のうちの避難施設に関しましては、漁港利用者が避難するための施設というふうに書いていただいています。例えばトイレをバリアフリー化するですとか、平時に利用しやすい施設環境を整えていただくことで、避難する場所としても使いやすいというような一石二鳥、三鳥の活用の仕方といたしますか、整備の仕方があると思いますので、そういった観点で整備を進めていただくというのが無理のないというか、様々な人にとってベネフィットのある使い方になるのではないかと考えております。

例えば、施設の中に食べ物を売っているところがあれば、もしいつきの避難場所として使うときに、その食べ物を提供していただくような協定を結ぶとか、そういったことをしておく、避難されている方にとってもより安心して過ごせる場所になります。また、協定によって災害の後にしばらく営業が停止してしまうような状況になっても、避難のときに食べ物などを提供した、物資を提供したということで、その支払を受けることで利益が多少守られるとか、そういった観点もあります。平時の仕組みを整えておく、平時の整備をしておくということが非常時にも役立つような、ハードの部分だけではなくて、ソフトの部分もより充実していただくということを、既に御検討いただいているのであればいいのですが、これからというところでしたら、是非御検討いただきたいと考えております。

それから、3つ目の防災情報提供施設というところに関して、この写真では屋外のスピーカーを載せていただいていますけれども、音声ですとか、文字とか、聴覚、視覚にうったえる様々な方法で情報提供いただくということが、多様な人々に情報を受け取るという

ことができることにつながります。屋外スピーカー以外にも、例えばデジタルサイネージですとか、テレビが見られるようにするとか。テレビが見られるようにすると、Ｌアラートなどが発表されたときに、ｄボタンで地域の情報が得られるというようなこともありますので、これも先ほどの避難施設の平時の充実というところとつながるんですけれども、そういった観点でも整備していただく、平時の整備と非常時に役立つということの連続性というのを持たせていただくと更によいと思います。

また、伝える言語というか、伝える手法なんですけれども、多言語にするということ。実習生の方などもいらっしゃる場所もあると思いますし、観光客の方で多様な方々も来ることもあると思います。なので、様々な言語に対応することと、易しい日本語を用いられるようにすること、イラストを用いるなど、非常時に文言が決まっているものはほかで用意されているものを活用するなどしてあらかじめ用意しておくことが大切です。あと平時からの啓発に関するものが、ふだんから多言語、易しい日本語、イラストなどというような様々な伝わり方をするという工夫をしておくということも、非常時に活用されることとなると思いますので、そういった観点で更なる整備を進めていただければと存じます。

私からの意見は以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、水産庁の方からお願いいたします。

○中村計画課長 定池委員、どうもありがとうございます。

2点あったと思います。平時の仕組みをきちっと、平時から考えておいた方がいいんじゃないかと。トイレのバリアフリー化しかりということでございます。あと屋外のスピーカーだけではなくて、視覚、聴覚、多様な人々に情報伝達できるような、そういった仕組みが大事じゃないかという御示唆を頂きました。どうもありがとうございます。

以前から、定池委員の方から、そういった災害に対する防災対策について御意見いただいております。ありがとうございます。我々もそういった今までの御意見も、今日の意見も含めて、今後とも引き続き検討していきたいと思っています。

ちなみに、昨年度災害に強いガイドラインというものを整理させていただいて、漁港、漁村なり、そういったところの防災・減災対策、避難対策もあると、こういったところで平時からこういう仕組みを作っておきましょうでありますとか、先ほどおっしゃっていただいた多様な人々、外国人の方々であるとか、就労者、来訪者、障害者の方々、こういっ

た方々に目で見える電光掲示板でありますとか、スピーカーもそうですけれども、いろんな手段を使ってやるべきということで提示させていただいております。これが地元の津々浦々までに広がっていくよう我々も理解の促進を図っていきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○定池委員　ありがとうございます。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは、本件についてほかに御意見、御質問はありませんでしょうか。

それでは、最後に委員の先生方から、全体を通して、ほかのことも含めまして何か御発言がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

それでは御意見がないようでしたら、本日の審議はここまでとなりますけれども、何かこの機会に意見交換をしておきたいというようなことがあれば、御発言をお願いしたいと思います。これはいかがでしょうか。

それでは、御意見がないようでしたら、本日の審議は終了します。事務局より今後のスケジュールについて説明をお願いします。

○中村計画課長　計画課でございます。

資料6について、最後に御説明したいと思います。

画面映っておりますけれども、論点スケジュールということで、今回第1回目で本日3点について諮問させていただきました。今後、2回、3回、4回という議論を経まして、2回目では記載内容の抽出をさせていただいて、第3回目で原案、そして第4回目、これ11月秋ぐらいに想定しておりますけれども、答申という形を取っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは、今後の進行は事務局に交代いたします。

○高原計画課総括　本日は委員の皆様より貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

本日の議事及び御発言につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、水産庁のホームページにて公表をさせていただくこととなります。委員の皆様には、御発言の内容につきまして後日改めて確認をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

先ほど御説明ありましたとおり、次回は9月に分科会を開催させていただく予定となっ

てございますので、今後日程の調整等をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

以上をもちまして、本日の漁港漁場整備分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後 3 時 3 0 分閉会